

三田市緑の基本計画改定業務委託 基本仕様書

1. 適用範囲

本基本仕様書は、三田市（以下「発注者」という。）が実施する三田市緑の基本計画改定業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務目的

三田市では平成 18 年 2 月に「三田市緑の基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定して以降、「緑の保全と積極的な緑の創造」を基本方針とし、各種事業の推進に取り組んできた。

現行計画策定以降、人口減少・少子高齢化の進行など、本市を取り巻く社会情勢や都市環境等は大きく変化しており、樹木の成長による大木化や老木化の進行に伴う緑量の適正化や多様な担い手の必要性など、新たな課題が生まれている。一方で国においては新たな視点として、カーボンニュートラル、緑の質の向上や Well-being といった考え方が示されており、本市においても公園を多様な人々が集える憩いや賑わいの空間として捉え、賑わい創出の検討を進めている。

本業務は、これらの背景を踏まえつつ、緑の将来像や目標、適切な管理のあり方等を検討・立案し、三田市緑の基本計画改定版を策定することを目的とする。

3. 本業務の対象区域

本業務の対象区域は、三田市全域とする。

4. 履行期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）までとする。

5. 配置技術者

（1）管理技術者

技術士（建設部門（都市及び地方計画））または R C C M（都市計画及び地方計画または造園）の資格を有する者。

（2）照査技術者

技術士（建設部門（都市及び地方計画））または R C C M（都市計画及び地方計画または造園）の資格を有する者。なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

6. 業務内容

（1）現況調査

ア 上位計画等関連計画の整理

三田市総合計画や都市計画マスタープラン、環境基本計画など、本業務に関わる市の関連計画の他、国や県における緑地の保全や緑化の推進に関わる動向を整理し、本計画に取り入れるべき要素を整理する。

イ 都市の現況調査

発注者からの貸与資料や既存の各種調査結果等を基に、以下の項目について現況を把握し、整理する。

- ・自然条件：気象、地形、植生、植物、水系、景観等
- ・社会的条件：人口（動向及び分布）、土地利用、都市施設、防災上の避難地等

ウ 緑に係る現況調査

(ア) 緑地現況調査

発注者からの貸与資料や既存の各種調査結果等を基に、施設緑地（都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地）、地域制緑地の状況を把握し、現況の緑地量を算出する。また、市民や事業者による緑化活動状況についても把握する。

(イ) 緑の現況図（緑被率）の把握

基礎調査データ、航空写真データ等を活用し、緑の現況図（緑被率）を算出する。

(2) 現行計画の達成度検証

前項の現況調査を分析し、現行計画に示されている目標の達成状況や各事業の進捗状況等について整理した上で、全体的な評価及び課題の整理を行う

(3) 市民意識調査

ア 調査票作成支援

発注者が作成する調査票項目案に対し、専門的観点から、効果的な設問の設定、回収率の向上等に関するアドバイスを行う。このとき、オンラインアンケートの活用についても積極的に検討すること。

イ 発送・返送手続き

発注者が作成する調査票の発送および返送対応を行う（送料、返送料等は受注者負担）。なお、発送数は2000通、返送率は30%程度を想定している。

ウ 集計・分析

回答票を基に、調査結果の集計、及び分析を行う。

(4) 課題の整理

上述した現況調査及び分析結果を踏まえ、本市の緑に関する課題の整理を行う。また、課題の整理を踏まえ、市民意識調査結果から本市における緑の将来のあり方や方向性を具体的に示し計画改定の方向性について検討を行う。

(5) 基本方針等の設定

ア 緑の将来像

計画の基本方針と計画の指標となる目標の検討を行う。（将来目指すべき緑のまちづくりの基本理念と緑の将来像について、地域特性や都市構造、上位計画、改訂の方向性等を踏まえて検討すること）

イ 緑の確保目標水準

総合計画、都市計画マスタープラン、景観計画及び環境基本計画等と整合性を図り、計画目標年における将来市街地規模と人口の見通しを設定した上で、緑の保全目標等を設定する。

ウ 緑の配置方針

検討結果を踏まえ、緑の機能別に配置計画を立案する。

(6) 緑の基本計画素案のとりまとめ

ア 緑の推進施策等の検討

緑の推進施策の体系を検討するとともに、推進施策内容や重点的な取り組み等を検討する。

イ 緑の基本計画素案作成

本業務において実施した調査、分析、検討及び評価等により作成した資料又はデータに基づき、緑の基本計画書素案としてとりまとめる。

(7) 緑の基本計画検討委員会の運営支援

計画改定に関する懇話会として設置する「三田市緑の基本計画検討委員会」において、必要な資料作成等の運営支援を行う。なお、開催回数は2回を基本とするが、詳細は別途協議し、決定する。(委員会への参画及び議事要旨作成は対象外)

(8) 緑の基本計画案のとりまとめ

「三田市緑の基本計画検討委員会」で得られた意見等を踏まえ、必要に応じて上記の計画書(素案)を見直し、計画書の本編及び概要版をとりまとめる。なお、作成にあたっては、市民にとってわかりやすく、見やすいものとする。

(9) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間2回、成果納入時の計4回を基本とするが、必要に応じ適宜打合せを行う。(WEB打合せ可)

7. 準拠する法令等

本業務を実施するにあたり、以下に記載する関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 都市緑地法及び都市緑地法運用指針
- (2) 都市計画法
- (3) 都市公園法
- (4) 緑の基本計画ハンドブック(令和3年改定版)
- (5) 三田市街路樹の適正な育成・管理に向けた基本方針
- (6) 三田市の条例及び諸規則
- (7) その他本業務に関する法令及び計画等

8. 貸与資料

発注者は、業務の実施にあたり、必要な資料貸与、データ提供を行うものとする。なお、受注者は、必要に応じ発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取扱い及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するとともに、発注者が返却を求めた時には、速やかに返却しなければならない。

9. 成果品

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 緑の基本計画 計画書 1部
- (3) 緑の基本計画 計画書(概要版) 1部
- (4) その他、業務によって得られた資料 一式
- (5) 上記の電子データ(CD-RもしくはDVD) 1枚

※Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint) を使用して作成すること。これらによらない場合は、三田市と協議の上使用ソフトを決定すること。

- (6) その他発注者が指示するもの 一式

10. その他

基本仕様書は本業務のあらましを示すものであり、業務の内容の詳細については、契約の相手方候補者と協議し、本業務の仕様書を作成するものとする。

以上